

## 次年度以降のA I P推進協議会について

### 1 板橋区A I P推進協議会（以下、「A I P推進協議会」という。）

板橋区は、地域包括ケアシステムの推進のために、平成27年度から「板橋区版A I P」と銘打って各分野の事業の取組をスタートした。年齢を重ねても安心して住み慣れた地域に住み続けることができるよう、7つの重点分野を定め、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて様々な取組を推進してきたところである。「A I P推進協議会」は、板橋区版A I Pの構築に向けた取組の方向性や課題について協議・検討を行い、進行管理について調査・審議することを所掌事項としている。

### 2 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会（以下、「事業計画委員会」という。）

板橋区版A I Pを推進するための事業については、令和5年度に策定した「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026」（以下、「事業計画2026」という。）に記載し、取組を進めている。「事業計画委員会」では、事業計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業全般の評価及び課題の検討に関すること等を所掌事項としている。

### 3 令和7年度以降、A I P推進協議会を事業計画委員会へ継承する必要性

「事業計画2026」では、基本方針を「地域共生社会の実現に向けた取組の推進～板橋区版A I Pの深化・推進～」と掲げており、板橋区版A I Pを推進するための事業を、「事業計画2026」に記載し、取組を進めている現状である。それを踏まえると、「事業計画委員会」と「A I P推進協議会」の所掌事項に重複がある。また、構成する委員の組織についても重複している団体が多い。

さらに、「A I P推進協議会」の委員の委嘱期間は要綱で3年と定めており、令和6年度末で現委嘱期間は満了する。次期計画策定において、今後の地域のビジョンや目標を明確化し、板橋区の高齢者保健事業の取組を一層推進していくためには、このタイミングで、「A I P推進協議会」を「事業計画委員会」に継承し、「事業計画委員会」において、地域包括ケアシステム推進のための事業の進捗状況の把握を行い、区の高齢者保健福祉事業の課題、今後の方向性を検討・協議していく必要があると考える。

会議名称	板橋区高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画委員会	板橋区A I P推進協議会
設置目的	板橋区の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るための委員会	板橋区版A I Pの構築に向けた取り組みを推進するための協議会
所掌事項	<b>①事業計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること</b> <b>②高齢者保健福祉事業及び介護保険事業全般の評価及び課題の検討に関すること</b> ③介護サービスの量の確保と質の向上に関すること ④事業計画の策定に関すること ⑤その他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項	<b>①板橋区版A I Pの構築に向けた取り組みの方向性や課題について協議・検討</b> <b>②進行管理について、調査・審議</b>

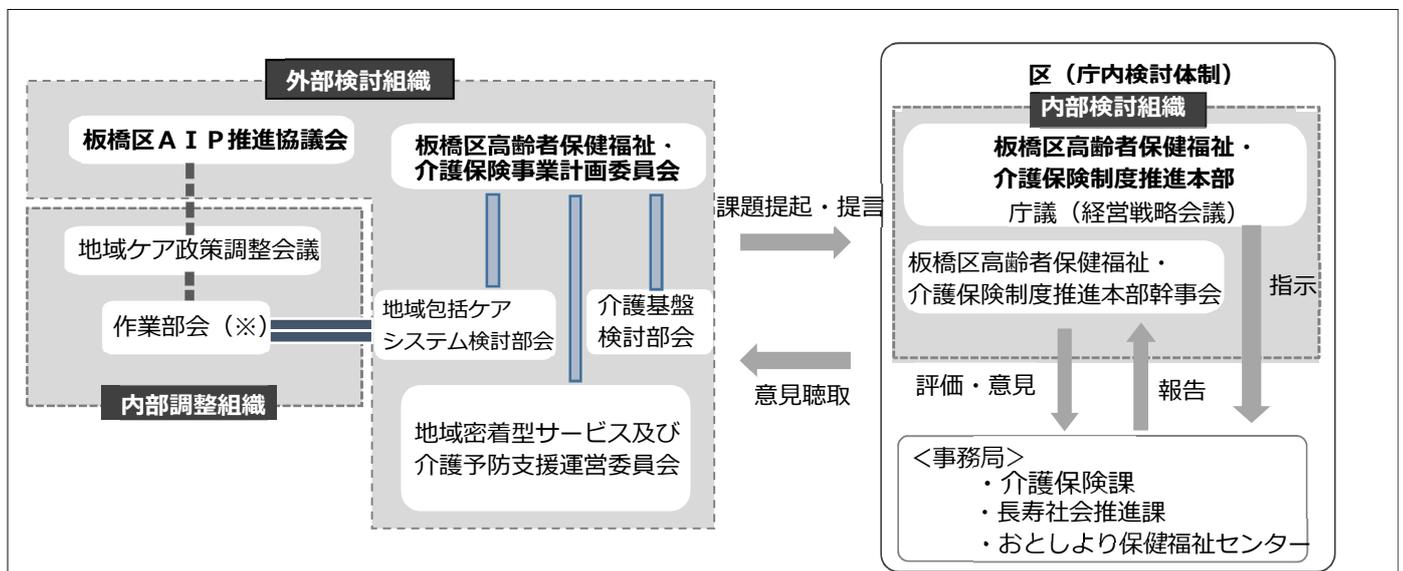
#### 【継承するメリット】

- 区の高齢者保健福祉事業の課題、今後の方向性を検討・協議する会議体を一本化することで、高齢分野における地域のビジョンや目標を明確に示すことが可能となる。
- 委嘱委員の負担軽減（両会議から委嘱を受けている委員が多いため）
- 事務負担の軽減

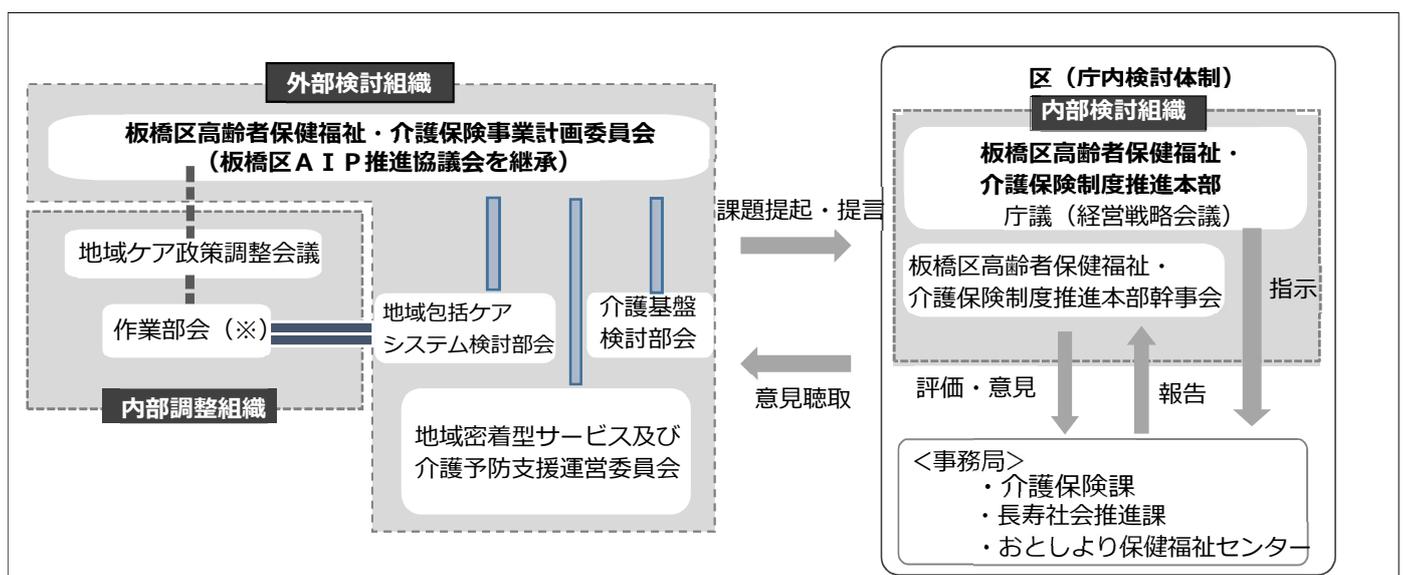
#### 4 今後のスケジュール（案）

年度	開催月	会議体	備考
令和6年度	1月	板橋区A I P推進協議会 ※令和6年度末で委嘱期間満了 ※要綱は廃止	A I P推進協議会で実施していた事業の進捗管理、方向性や課題についての協議・検討を令和7年度から事業計画委員会に継承し、実施する旨を諮る。
	3月頃	第2回事業計画委員会	
令和7年度	3月頃	第4回事業計画委員会	令和7年度の板橋区版A I P進捗報告
令和8年度	10月頃	第7回事業計画委員会	第10期計画の素案について

（現行の事業計画策定のための体制）



（今後の事業計画策定のための体制）



※計画策定年度に設置される「地域包括ケアシステム検討部会」は、地域ケア政策調整会議の作業部会として位置付けられている。